



市長	理事	部長	副部長	課長	副課長	主幹	主査	担当
								参考資料 2

第五次北本市総合振興計画基本構想（案）改訂内容に対する意見書

緑 風 会：金子真理子、工藤日出夫、日高英城、今関公美

平成 28 年 8 月 29 日に全員協議会で提示された標記について、会派緑風会は次のように意見書を提出する。

1. 結論

本改訂内容は不十分であるので再考を求める。ただし、改訂内容では、重要なキーワードとして、「持続可能なまちづくり」と「成長から成熟」が新しく使われていることは大いに評価する。少子化、高齢化、人口減少化に対応した明確な方針、課題、対応が不十分である。

2. 総論

改訂内容について、次のようにまとめた。

(1) 「はじめに」(序論) と基本構想に一体性・関連性が乏しく、再考を要する。

議会が指摘した欠落していた序論が「はじめに」として提示されている。このことについて意見を申し述べる。

- 策定の趣旨は、本計画全体に及ぶ方針を示すものであるとしたら、新しい都市づくりに向けた市の覚悟、魂が感じられるものであるべきだが、伝わってこない。特に基本構想で、持続可能なまちづくりと成長から成熟へと、これまでの市政運営の理念、方針が大きく変更させるなら策定の趣旨で述べるべきではないか。
- 北本市は、平成 46 年に市制施行し 45 年になった。これまで 4 回の総合振興計画を策定し市政運営を進めてきた。市制施行後の半世紀は北本市が人口増加し成長期であったが、これからの半世紀は成熟化か、衰退化かが問われている。その岐路に立っているのが北本市の現状であると我々は認識している。そういう中での総合振興計画の改定期であり、これまでの市政運営の延長、継続では成熟の前に衰退期に陥る可能性がある。そういう認識が極めて希薄ある。
- 北本市の特性について、気候・地質・地形の特性が欠落している。北本市の気候は温暖で、四季の映りが感じられ、自然災害が少なく自然環境と合わせ住みよい環境にある。また、大宮台地にあり地盤が強固で地震などの地殻変動災害

強いとされる。さらに雑木林が多く、地下水が豊富で、近年想定される首都圏大地震等の「安全地域」として優位性。支えあう市民活動の拠点である公民館等が地域内に適正に整備され、市民がつながる、居場所のある新しいコミュニティで暮らす「スマートコミュニティ」で世代を超えて「楽しく」「さわやか」に生きる優位性がある。

- **社会環境の変化と北本市の現状は、その根拠が乏しい。**特に人口の現状については過去のデータの記述だけでなく、なぜこのような数値になったのかの分析結果が抜けている。このことで第五次の計画への課題が具体化されていない。また、人口構造の分析が乏しく、これまでの3区分の構造だけである。ここからは、少子化と高齢化、高齢化については前期高齢者と後期高齢者の状況はわかるが、高齢者の生活状況は見えてこない。家族・世帯構成、生産年齢が15歳から64歳で今後10年、20年、30年と推計するだけでよいのか。例えば、下図（工藤作成）のように、0歳から14歳を年少人口（非生産年齢層）というとらえ方から、5歳から14歳を②義務教育期、15歳から20歳までを③高等教育期で新しい非生産年齢層ととらえる。生産年齢層を20歳から69歳までととらえる（⑥新生産年齢層）と、これまでの3区分より減少数が抑えられる（④生産年齢層との比較）。政策として69歳まで仕事のできる環境（雇用・労働）とともに、人口減少による生産年齢の減少対策にもなる。

新人口区分推計表(2015年以降)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
① 0～4歳	2606	2321	1978	1703	1576	1452
② 義務教育期(5-14)	6159	5481	4413	4161	3566	3177
③ 高等教育期(15-20)	5195	4505	4177	3729	3230	2830
④ 生産年齢層(15-64)	45079	40856	38087	35739	33207	29996
⑤ 新非生産年齢(0-19)	0	10892	9312	8313	7343	6507
⑥ 新・生産年齢層(20-69)	45478	45657	41641	38787	36286	33640
⑦ 出産可能年齢層(女性)	14655	13397	12246	10586	9545	8584
⑧ 女性子供比率		0.173	0.161	0.161	0.165	0.169
⑨ 高齢者(65歳以上)	15043	18599	20390	20764	20567	20442
⑩ 前期高齢者(65-74)	9546	10940	10273	8370	7627	8050
⑪ 後期高齢者(75歳以上)	5497	7659	10117	12394	12940	12392

- **世帯、家族の状況変化を数値化し、今後予想される家族を持たない高齢者が増加する。**家族のある人と家族のない人の「家族格差」が社会問題化する可能性

があるが、改訂内容からは見えない。

- 人口減少の推移（人口推計）であるが、これまでの人口動態は記述されているが前述したように、その原因は示していない。計画の人口推計は、社人研の推計より人口減少している。この推計はこれまでの減少の延長線上に推計したもので、これまでの無策の継承である。改訂内容では5年後目標数として66,000人（推計数：65,000人）、10年後63,000人（推計数：61,000人）であるが、他市に比べ人口減少が大きい北本市は、明快な人口増加（減少数の抑制）の政策、マネジメントが必要である。その一つが過去の減少原因の確定、今後の抑制・増加への有効な政策の提示である。下図（工藤作成）は、近隣市町（県内）の人口増減の比較である。北本市（社人研ベースで0.799、市推計ベースは0.767）は県数値（0.912）より大きく下回り、桶川市、鴻巣市に比べても約10%下回っている。

近隣自治体人口推計（平成23年3月：社人研）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	増減率
鴻巣市	119639	118191	115686	112119	107633	102406	0.856
桶川市	74711	74569	73472	71578	69066	66201	0.886
八潮市	82977	82778	81746	79705	76888	73654	0.888
吉川市	65298	68669	70585	71732	72269	72351	1.108
白岡市	50272	50795	50510	49690	48458	46893	0.933
伊奈町	42494	44781	46188	47068	47563	47772	1.124
滑川町	17323	18340	18927	19366	19672	19860	1.146
埼玉県	7194556	7206014	7132876	6991046	6795904	6562019	0.912

北本市	68888	67257	65201	62367	58916	55067	0.799
封鎖人口		68352	67118	65105	62488	59442	0.869
社会減		-1095	-1917	-2740	-3572	-4375	

- 上図は社人研の推計であるが、2020年の封鎖人口が67,000人、2025年は65,000人であるとしたら、まさに本市の人口課題は、自然増減より社会減に対応する社会増へ明確に政策をシフトすべきであるが、改訂内容の人口現状からは読み取れない。
- 北本市が長期的人口目標をどこに置くか。少なくとも、2040年（25年後）の人口を65,000人（マックス）から60,000人（ミニマム）を維持する必要があるそこから逆算した5年後、10年後の人口目標を決めるべきではないか。

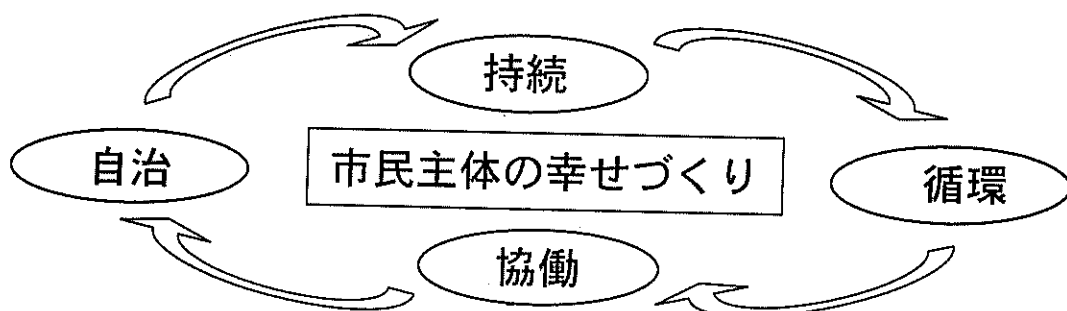
人口の変動に対応することは柔軟であるべき。

- 高齢者が 85 歳を過ぎると要介護が一気に増えるので、75 歳からの後期高齢者に対する健康維持の方策を立てるため、人口構造の推移を分析（地区別、男女別、家族構成など）が必要であるが、この内容からは読み取れない。財政予測（歳入・歳出（固定費）、まちづくりの課題が欠落している）、対策（基本構想・基本計画）につながらない。
- （人口誘導策のターゲット化）満足度調査や人口動態に対するアンケートは実施しているが、北本市の人口減少要因は社会減にあり、この調査では転出抑制策には機能するが、転入者の転入促進動機には対応しない。千葉県流山市や埼玉県戸田市は、転出抑制策としての子育て、医療、雇用などのほか、転入動機を促すため、転入（移住奪取）者地域のターゲット化（戸田市の場合は板橋区）、転入対象者の絞り込み（流山市は、つくば線開通とともに子育て世代（25 歳から 45 歳）をターゲットに、ソフト事業とともにこの世代のニーズに対応した住居地域開発をしている）など、国勢調査や社会調査を綿密に分析しているが、本市の現況分析からはそれらが見えない。

◎今後の 50 年を見据えた新しい北本を創造するための基本構想、それを具現化する基本計画策定に、反映させられるデータが不足している。危機感をもって、現状分析から将来予測を立ててもらいたい。これまでの成長期はある意味、社会の成長が市の成長の背中を押したが、人口減少による経済・社会の成熟期（衰退期）への移行は、自然体では減少化に歯止めがかからず、成熟を超えて衰退する可能性があり、データ分析は最重要であり、再検討を強く主張する。

(2) 基本構想について述べます。

- 基本理念は、議会の指摘を受け、「市民が主役のまちづくり」から「市民との協働による持続可能なまちづくり」になったことによって、基本構想、基本計画にどのような反映され、改訂前と何が違ってくるのか全く不明で、具体的に示すべき。
- 協働は議会からの提言あるが、執行部の答弁では理念は「行動理念である」と答えているので、まちづくり振興の実践に直結する〈動詞〉であるべきではないか。＝私たちの例示提案＝



自治基本条例の理念は、市民が主体的に参画する「住民自治」（「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」）であることから、基本理念上記のように定めてみた。まず、市民が望んでいるだろう「幸せ」をワードに、「市民主体（主役ではない）の幸せづくり」をコンセプトに、その実現に向け、北本市の「持続」のためには、環境・財政・ひと・経済・知識経験を循環させることが重要です。循環には「協働」・「連携」が不可欠で、協働・連携を推進するカギは「自治」である。ということから、基本理念は「持続」・「循環」・「協働」・「自治」と4つを行動理念にすることを提案する。

- 将来都市像については、＜「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟に向けた時代のなかで、次のようなまちの姿を表したものです。＞と6項目解説しているが、もともと「緑にかこまれた健康な文化都市」は成長時代に設定された都市像であって、ここで成熟した持続する都市をめざすなら、解説で変える（解釈変更）のでなく、将来都市像そのものを変えるべきではないのか。再検討を求める。
- 人口変化をとらえたまちづくりについては、人口構造、財政構造、産業構造、住民の生活構造など、市の社会構造のデータを洗い直し、より具体的な構造変革を示すべきである。人口問題は、財政や経済問題と同じように、合理的な数値をもっと検証すべきで、思弁的な提示では正確性に欠けると思われるので再考を求める。
- 土地利用構想については、議会は「人口減少に対応する」ことを大前提に提言している。新駅を入れる、高速道を入れるということだけでなく、都市計画の限界に挑戦する意欲的改革を求めている。新駅等はまちづくりの（人口対策、活性化）重要な手段（施策）であるが、今計画の土地利用構想の目的は「人口減少対策また抑制策」である。平均的な移住理由は、①良質で手ごろな価格帯の住宅。②交通の利便性。③緑豊かな環境。④安全性であり、子育て、教育、行政サービスを引き離している。人口動態は土地利用と密接な関係にあり、改訂内容はマイナーチェンジで、人口増加・人口減少抑制に即応するものではない。再検討を求める。
- 政策の大綱は、政策の方針、施策について解説しているが、基本計画が示されていないので検証はできない。「改訂した基本構想の基本計画はこれ」というものを示すべきで、基本構想を認めたらそれにしたがって基本計画を作り、審

議・協議に示すというのは、自治法に規定された基本構想を議決要件にした時代の名残であり、基本構想・基本計画を議決要件にした条例制定後には、構想・計画はワンポリシーとして示すべきである。

- 議会の意見集約・要望提案を検証するとともに、あらゆるデータを複合的（クロス集計）し、データに裏づけされた経験則を加味し、将来ビジョンを描いてほしい。持続可能性都市への移行として、本市の特性である雑木林を中心とした「緑」と「水」は、循環型持続可能性都市（サステイナブル）の基礎条件であり、地形・地質・規模は、成熟化都市としてのコンパクト化など、21世紀の先進的まちづくりの可能性を秘めていることに自信と誇りをもって「執行部案」を策定してほしい。
- 課題のとらえ方について、まちづくりの課題は、①「ひと」に関する課題。②「ふくし」に関する課題。③「くらし」に関する課題。④「さんぎょう」に関する課題。⑤「あんしん・あんぜん」に関する課題。⑥「かんきょう」に関する課題。⑦「しみんさんかく」に関する課題。⑧「ざいせい」に関する課題などに整理してはどうか提案する。課題と対策は密接不可分の関係である。
- 第四次まで計画に示された「地域コミュニティ8圏域」であるが、改定内容には示されていない。住民自治と協働の観点から、コミュニティ8圏域を基本に「地域内分権」を提案する。すでに長野県飯田市は地域公民館を軸にまちづくりの主体を、島根県雲南市は学校区単位に小規模多機能自治を、岩手県花巻市は学校区ごとに地域施設の運営や道路改修など委嘱分権。三重県名張市は合併の前の旧町村単位に地域内分権などが見られるので、本市のコミュニティ8圏域の役割等理念を作る変え、地域内分権を進め住民自治を高める。
- 市民参画の策定会議を持たないことが、協働や連携に対する意識が希薄になり、市民主体（市民が主役）から行政主体（役人が主役）の計画策定になっているきらいがある。市民と民間の協働・連携を欠いてこれからの北本市を持続させることは不可能であり、計画書のための計画づくりは、プラン・プラン計画と言って、実効性のない、評価のしようのないものにある。
- 予算を投入しても、実情把握と聞く力、咀嚼（そしゃく）する力（能力）のある、アドバイザー（コンサルタント）を複数依頼し、確かな未来を手にするよう、執行部（担当者）の健闘を期待する。
- 総合計画審議会を活性化させ、活用されることを求める。



部長	副部長	課長	副課長	主幹	主査	担当

参考資料 3

第五次振興計画基本構想改訂版に対する意見

1. 委員会のまとめ（2. 委員会の結論）の（2）直面している課題として下記の7項目示した。

- ①急激でかつ長期的に続く人口減少、
- ②2025年の少子化と超高齢化の進展、
- ③地域経済・産業の創出と活性化、雇用の確保、
- ④財源確保（収入の増加）、
- ⑤格差、貧困、孤立、分断社会の出現（共生のコミュニティへ再生）、
- ⑥圏央道開通・上尾道路延伸による交通網環境の変化、
- ⑦持続可能性都市へつなぐ環境の維持

改訂版からはこの7つの課題へ対応する政策・施策が見えない。

原案の最大の問題点は、この7つの課題に対する具体的政策が見えないことを最も重要視した。

2. これでは想定人口から目標人口 66,000 人（5年）の達成への道筋が見えない。

3. 土地利用計画（4-2 バランスあるある土地利用の推進）は、土地基本構想で人口減少対策に向けた取り組みを提案しているが、複合開発ゾーンの広域的視点、南部地域の交通・交流拠点では、人口動態（推計値 65,000 人→目標値 66,000 人）へ対応するため、住宅供給の政策（雑木林の中の住宅、自然の中で切る子育て住宅など）が必要ではないか。

4. 人口減少対策、超高齢化対策、地域活性化（産業・経済・起業・企業誘致＝グリコ、第一三共、北里大学、スバルなどの関連企業）創出を目指し、提案した「リーディングプロジェクト（人口減少、超高齢化）」（または、下記5. の新規事業の開発）のような一転突破、全面展開に持ち込む政策。

5. 新規事業の開発計画（委員会提案）

- ①学校・家庭・地域の連携すすめる「コミュニティスクール」への移行。
- ②空き店舗・空きビルの再生は、商工振興・活性化だけの視点でなく、地域・不動産エリア活性化（リノベーション）を公民連携で進めるのが今風。（北九州市小倉区・紫波町）
- ③商業振興・活性化としては、稼ぐ市民活動をつなぐ小ビジネスの創出（例えば、シビックタエコノミー・小規模多機能自治、SOHO、コミュニティビジネス）と既存商店内にショップ T0 ショップを開業させ、新しい商店の魅力と需要を作る
- ④サポート（支援・補助金）からエンパワーメント（能力・知力を引出すコンサルタントなど活用）への転換。
- ⑤移住誘導策：災害に強い地盤・地質・地形を活用した住宅供給
- ⑥地域ファンドの創設（金融機関、市民出資（クラウドファンディング含む）、行政）
- ⑦スマートコンパクトシティ化：歩いて生活、自転車で移送、公共交通網の広域化
- ⑧包括ケアコミュニティの構築（稼ぐ市民活動をつなぐ小ビジネス（小規模多機能自治）と連携＝公民連携）
- ⑨終の棲家の推進で転出防止：公苑型合葬墓地・納骨堂の整備

⑩地権者の南栄利益、国県の補助金、福岡市の協力等を踏ま、市負担の軽減を図る、新駅開発調査（可能性調査）



市長	理事	部長	副部長	課長	副課長	主幹	主査	担当	参考資料 4
(印)		(印)		(印)			(印)		

第五次北本市総合振興計画 改訂内容に対する意見書

事項 基本事業の構成における改正案部分

4-2-3 商業・業務地等の整備

- めざす姿 … 商業・業務地の集積等により市民の利便性が向上します。
- 主な取組 … 商業・業務地の集積、空き店舗対策、南部地域における新駅等、交通・交流拠点についての検討

めざす姿 … 商業・業務地の集積等により市民の利便性が向上します。について 南部地域における交通・交流拠点についての“新駅等”を検討、と加える。

同様に別紙も 基本事業の構成

基本事業名・めざす姿の

4-2-3 商業・業務地等の整備 **重点**

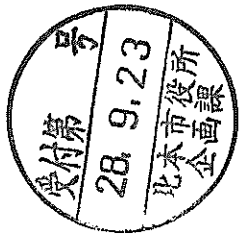
新駅設置を推進する事により、商業・業務地の集積により市民の利便性が向上します。

- 主な取組 … 商業・業務地の集積、空き店舗対策、南部地域における交通拠点についての検討。

理由は、北本市を広域的見地に立った未来造り、未来投資の観点から、新駅、圏央道、上尾バイパス等、交通結末点として、過去10年・20年・30年の経過を踏まえ、北本市の位置並びに三環状&高速走路 I.C 間距離・鉄道網図を活かし、大きく発展した街づくりの為。

仮称 北本会 すわ 善一良

平成28年9月23日



市長	理事	部長	副部長	課長	副課長	主幹	主査	担当
野田		栗原		藤田			志賀	

参考資料 5

第5次北本市総合振興計画の基本計画（前期）案
に対する意見書

平成28年9月23日
会派みらい（北原）

1. 意見内容

1) 基本構想に掲げられた政策は基本計画の中では、これを実現するための施策・事業計画にブレークダウンされていないければならぬが、重要な政策でブレークダウンされていないケースがあり、再考を要す。

基本構想では土地利用構想の区分別土地利用方向の商業・業務ゾーンで「南部地域の商業施設が集中している区域については、より効果的にぎわいが高められるよう交通・交流拠点について検討します。」とありますが、基本計画でも4-2「バランスある土地利用の促進」の4-2-3「商業・業務地等の整備の主な取り組みで商業・業務用地の集積、空き店舗対策、南部地域に於ける交通・交流拠点の検討」とあり、基本構想からブレークダウンされておらず、少なくとも“何を検討するのか”を定めるべきです。基本計画は基本構想書に定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。

以上の事由より、基本計画では「バランスある土地利用の促進」の4-2-3項では「南部地域に於ける交通・交流拠点となる新駅設置の調査・研究をする。」と定めるべきです。

2) 基本構想の大綱・~~施策と基本計画（前期）の事業計画の関連性について、整合性に欠けるものがあり再考を要す。~~
具体的な箇所は別紙による。

3) その他

語句表現の訂正等。詳細は別紙による。

[特記事項]

“新駅”の第5次北本市総合振興計画への計上の必要性は、請願・第5次総合振興計画特別委員会報告・一般質問等で訴えてきたところですが、重ねて本“意見書”で要望するものです。

以上

基本構想	基本計画 (前期)
<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定に当たって <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の期間と構成 2. 計画策定の背景 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市の特性 (2) 社会環境の変化 (3) 北本市の現状 <p>基本構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的と期間 2. 基本理念と将来都市像 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本理念 (2) 将来都市像 3. 将来人口 <ol style="list-style-type: none"> (1) 将来人口の目標 (2) 人口の変化を捉えたまちづくり 4. 土地利用構想 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地利用の基本的考え方 <ol style="list-style-type: none"> ア 自然環境と生活環境の調和 イ 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり ウ 道路整備効果の活用 エ 都市軸を中心としたまちづくり 	

(2) 区分別の土地利用の方向性

- ア 住宅エリア
- イ 農地エリア
- ウ 工業エリア・工業ゾーン
- エ 商業・業務ゾーン

また、南部地域の商業施設が集中している区域については、より効果的にぎわいが高められるよう交通・交流拠点について検討します。

- オ 環境保全・交流ゾーン
- カ 複合的開発ゾーン
- キ 沿道サービスゾーン
- ク 土地利用誘導ゾーン
- ケ 公園・緑地ゾーン
- コ 行政・文化拠点
- サ 健康・スポーツ拠点

5. 政策の大綱

(1) 政策 1 子供の成長を支える

- ア 基本方針
- イ 施策
 - 1-1 子育て支援の充実
 - 1-2 母子保健と子供に関する医療の充実
 - 1-3 支援を必要とする子供・家庭への支援
 - 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
 - 1-5 学校教育の充実

(2) 政策 2 健康でいきいき暮らせるまち

- 1-1 子育て支援の充実
 - 1-1-1 保育サービスの充実
 - 1-1-2 子供の居場所づくり
 - 1-1-3 子育て不安の解消
 - 1-1-4 子育ての経済的負担の軽減
- 1-2 母子保健と子供に関する医療の充実
 - 1-2-1 妊娠・出産に関する保険医療の充実
 - 1-2-2 子供に関する医療体制の充実
 - 1-2-3 子供に関する保険の充実
- 2-2 保険医療の充実
 - 2-2-1 生活習慣の改善
 - 2-2-2 疾病の予防・早期発見
 - 2-2-3 地域医療の充実
- 3-1 市民参画と協働の充実
 - 3-1-1 市民参加の推進
 - 3-1-2 協働の推進

ア 基本方針

イ 施策

- 2-1 地域福祉の推進
- 2-2 保険医療の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者福祉の充実
- 2-5 社会保障制度の適正な運営
- 2-6 生涯学習の推進
- 2-7 スポーツ活動の推進

(3) 政策3 みんなが参加して育てるまち

ア 基本方針

イ 施策

- 3-1 市民参加と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の充実
- 3-3 平和と人権の尊重

(4) 政策4 快適で安心なまち

ア 基本方針

イ 施策

- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進

また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流の拠点について検討します。

- 4-3 環境に優しいまちづくり
- 4-4 道路、上下水道、河川の整備
- 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

- 3-2-1 地域活動の推進
- 3-2-2 地域活動の拠点施設の整備促進

4-1 豊かな住環境の整備

- 4-1-1 公園の整備と緑地の保全
- 4-1-2 良好な住環境及び警官の誘導
- 4-1-3 安全で環境負荷の少ない住宅への支援
- 4-1-4 市営住宅の整備
- 4-1-5 鉄道輸送力の整備
- 4-1-6 市内公共交通の確保

4-2 バランスある土地利用の促進

- 4-2-1 区画整備事業の推進
- 4-2-2 優良農地の保全

4-2-3 商業・業務地等の整備

主な取り組み；商業・業務用地の集積、空き店舗対策
南部地域に於ける交通・交流拠点の検討

4-2-4 沿道サービス施設の誘導

4-2-5 住宅供給の促進

4-3 環境にやさしいまちづくり

- 4-3-1 地球温暖化対策の推進
- 4-3-2 4Rの推進
- 4-3-3 環境衛生の推進

4-6 消防・防災の充実

(5) 政策5 活力あふれるまち

ア 基本方針

イ 施策

5-1 農業・商業・工業の振興

5-2 文化財の活用・保護

保護・活用では

5-3 就労対策の充実

(6) 政策6 健全で開かれたまち

ア 基本方針

イ 施策

6-1 市民との情報共有

6-2 適正な事務の執行

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

4-3-4 浄化槽放流水の水質改善

4-4、4-5 が抜けている。

4-6 消防・防災の充実

4-6-1 防災意識の高揚

4-6-2 災害時の支援体制の充実

4-6-3 地域防災力の向上

4-6-4 消防力の強化

5-1 農業・商業・工業の振興

5-1-1 持続可能な農業経営への支援

5-1-2 付加価値の高い農業の推進

5-1-1と5-1-2は統合すべき

5-1-3 地域商業の活性化

5-1-4 商工業経営の支援

5-1-5 観光の振興

5-1-6 企業誘致の推進

5-2 抜けている

5-3 就労対策の充実

5-3-1 勤労者への支援

5-3-2 自己研さん機械の提供

5-3-3 雇用・就労対策の推進

6-1, 6-2 抜けている

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

- 6-3-1 成果志向に基づく行政経営の推進
- 6-3-2 人材育成の推進と適正な人事管理
- 6-3-3 健全な財政運営と資産管理
- 6-3-4 税収の確保
- 6-3-5 質の高い窓口サービス
- 6-3-6 電子自治体の推進
- 6-3-7 広域行政の推進